

〔別紙 2〕

令和 6（2024）年度栃木県デジタルデバイド支援業務評価基準

- 1 評価項目、評価内容及び配点は、下表のとおりとし、各選定委員が採点する。
- 2 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約者の候補（以下「契約候補者」という。）として特定する。
- 3 2に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。
- 4 3に該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。
- 5 2、3及び4に関わらず総合点が50点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として特定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

（評価項目及び各項目の配点）

（満点100点）

評価項目		評価内容		配点
1	業務内容の理解度	(1)	業務目的、業務内容を十分に理解しているか。	15
		(2)	仕様書 5(1)の「研修会の実施」について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。	25
2	企画提案の優位性	(3)	仕様書 5(2)の「サポートセンターの設置」について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。	25
		(4)	仕様書 5(3)の「令和 6(2024)年度県民の日への出展」について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。	5
		(5)	仕様書に記載されていない+アルファの提案があり、かつ業務目的達成において有効な手段となっているか。	5
3	企画提案の実施可能性	(6)	実施体制、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
		(7)	類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
		(8)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計				100

（選定委員）

選定委員は、次の5名とする。

所属	職名	備考
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長	委員長
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長補佐（総括）	副委員長
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長補佐	
栃木県保健福祉部保健福祉課	副主幹	
栃木県保健福祉部障害福祉課	課長補佐	